

鳥取県産業技術センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第37号

鳥取県産業技術センター条例を廃止する条例

鳥取県産業技術センター条例（平成11年鳥取県条例第36号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。